

国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間がある方へ

保険料の後払い（追納）をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。しかし、免除等期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されますので、ぜひ、保険料の追納をお勧めします。



＜追納に関する注意事項＞

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていないと追納できません。
- 老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。
- 追納は、免除等を受けた期間のうち、古い期間の保険料から納めてください。
- 免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。
- 役場窓口または年金事務所で申し込み可能です。申請書は窓口にあります。

＜令和5年度中に追納していただく際の月額保険料＞

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除			備 考
		3/4免除	半額免除	1/4免除	
H25.4月～H26.3月分	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円	
H26.4月～H27.3月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円	
H27.4月～H28.3月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円	
H28.4月～H29.3月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円	
H29.4月～H30.3月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円	
H30.4月～H31.3月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円	
H31.4月～R2.3月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円	
R2.4月～R3.3月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円	
R3.4月～R4.3月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円	追納加算額は ありません
R4.4月～R5.3月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円	

問 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

健康診査の結果の活用

健診結果は いかがでしたか？



健診が終わったら…

- ステップ 1 きちんと健診結果に目を通しましょう！
以前と比べて変化した数値はありませんか？
結果説明の場があれば、積極的に受けましょう！
- ステップ 2 「要精密検査」「要医療」「要治療」と言われたら、
まずは、かかりつけ医に相談しましょう！
- ステップ 3 結果に応じて、市町村が実施している健康相談、
保健指導、通いの場などをうまく活用しましょう！
- ステップ 4 生活習慣を振り返り、見直せるところはトライ！
- ステップ 5 また来年の健診で健康状態を確かめましょう！

ジェネリック医薬品の利用促進と医療機関への適切な受診

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示しましょう。※希望カードは役場住民課後期高齢者医療担当まで

◆ 効き目・安全性 ◆

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬ですが、希望される場合は必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆ 価格 ◆

ジェネリック医薬品を利用するとお薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



病院にかかるときはこんな点にご注意を

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら病氣と向き合ってください。

- ◎ かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- ◎ 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- ◎ 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。



問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 - 2122